

仕 様 書

1 業務名

広島市産後ヘルパー派遣業務

2 本事業の趣旨

本市では、児童虐待を未然に防止するとともに、こどもを産み育てやすい体制の整備を図るため、家族等からの産後の家事・育児等の十分な援助が受けられない母子で、支援を必要とするものを対象に産後ヘルパーを派遣し、子育て家庭を支援することを目的に広島市産後ヘルパー派遣事業を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 一般的事項

事業の実施は、広島市産後ヘルパー派遣事業実施要綱及び広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。

5 委託する業務内容

- (1) 「広島市産後ヘルパー派遣事業依頼書」(第4号様式)に基づく、利用者との日程調整及び「広島市産後ヘルパー派遣のお知らせ」(第5号様式)の送付
- (2) 利用者の自宅における以下のサービスの実施
 - ① 家事に関するもの
 - ア 食事の準備・後片付け
 - イ 衣類の洗濯・補修
 - ウ 居室等の掃除・整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 郵便物の郵送等
 - カ その他必要な家事援助
 - ② 育児に関すること
 - ア 授乳介助
 - イ おむつ・衣類交換
 - ウ 沐浴介助
 - エ 兄弟児の遊び相手等の世話
 - オ その他必要な育児援助
- (3) 利用者自己負担額の徴収と領収書の発行
- (4) 利用者からの問い合わせや苦情への対応
- (5) 区地域支えあい課及びこども青少年支援部が実施する本事業の実施に関わる打合せ等への参加
- (6) 実施報告書の作成及び提出

6 事業の実施時間等

1回の時間は2時間以内とし、実施回数は、1日2回まで延べ10回を限度とする。

7 費用

サービスの実施に要する派遣時間毎の費用は次のとおりとする。

派遣時間	費用 (消費税及び地方消費税を含む)
1 時間まで	2,500 円
1 時間を超え 1 時間 30 分まで	3,500 円
1 時間 30 分を超え 2 時間まで	4,400 円

8 利用者自己負担額

利用者自己負担額は次の表のとおりとし、委託事業者が利用者から徴収する。

なお、令和 7 年度に限り、広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱に基づき、利用者自己負担額の半額を別途補助するため、委託事業者においては、利用者負担額から利用者負担補助額を控除した金額を利用者から徴収すること。

世帯 区分	利用者自己負担額（派遣時間毎） (消費税及び地方消費税を含む)			利用者自己負担額から 利用者負担額を控除した徴収金額		
	1 時間まで	1 時間を超え 1 時間 30 分まで	1 時間 30 分を 超え 2 時間まで	1 時間まで	1 時間を超え 1 時間 30 分まで	1 時間 30 分を 超え 2 時間まで
1	500 円	750 円	1,000 円	250 円	375 円	500 円
2	0 円			0 円		

※世帯区分 1 は市民税課税世帯、世帯区分 2 は市民税非課税世帯または生活保護世帯

9 キャンセル料

委託事業者は、利用者用者からのキャンセルの連絡が利用日の 3 日前の午後 5 時までになかった場合には、キャンセル料として、次に定める額を利用者から徴収することができる。

区分	利用者負担額（派遣予定時間毎） (消費税及び地方消費税を含む)		
	1 時間まで	1 時間を超え 1 時間 30 分まで	1 時間 30 分を 超え 2 時間まで
利用日の 3 日前の午後 5 時までに 利用変更・中止の連絡があった場合	0 円		
利用日の 3 日前の午後 5 時までに連絡がなく、 利用変更・中止した場合	460 円	620 円	780 円

10 報告義務

- (1) 委託事業者は、サービスを実施した日が属する月の翌月 10 日（3 月実施分は 3 月 31 日）までに、利用者の押印又は署名等の確認がある広島市産後ヘルパー派遣内容確認書（第 6 号様式）及び広島市産後ヘルパー派遣実施報告書（総括）（第 12 号様式）を区地域支えあい課に提出する。
- (2) 委託事業者は業務の運営上、重大な事項が生じた場合は速やかに、業務を依頼した区地域支えあい課及びこども未来局こども青少年支援部にそれぞれ報告するものとする。
- (3) こども未来局こども青少年支援部が必要と認めるときは、業務の実施状況に係る検査または、必要な資料の提供及び報告、若しくは必要な指示をすることができる。

1 1 委託料の請求及び補助金交付申請・支払

- (1) こども未来局こども青少年支援部は、サービス実施時間毎の費用から利用者自己負担額を除いた金額を委託料として、委託事業者から提出された実施報告書に基づき実績払いするものとする。
- (2) 委託事業者は、業務を履行した月の翌月 15 日までに広島市産後ヘルパー派遣請求書（第 13 号様式）により、こども青少年支援部に請求する。
- (3) 委託事業者は、上記(2)に合わせ、広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項に定める広島市妊産婦支援事業補助金交付申請書（別紙様式第 1 号）をこども未来局こども青少年支援部に提出するものとする。こども未来局こども青少年支援部は、申請内容を審査の上、補助要件を満たしているものについて、委託事業者に対して補助金を支払うものとする。

1 2 個人情報の取扱いに関する事項

委託事業者は、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、広島市個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。

1 3 その他

- (1) 委託事業者が、この仕様書に掲げる事項及び委託業務に対し、特に指示した事項について違反したときまたは、誠実に履行する見込みがないと本市が認めたときは、契約を解除する。
- (2) こども未来局こども青少年支援部は、必要があると認めたときは、業務の実施状況を調査することができる。
- (3) 委託事業者は、業務担当者に対し必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (4) 委託事業者は、事故等の緊急事態に備え、契約後速やかに本事業に係る損害保険等の保険に加入すること。
- (5) 委託事業者は、責任を持ってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、その都度、委託事業者とこども未来局こども青少年支援部が協議のうえ対応するものとする。